

令和5年度事業計画〈方針と重点〉

I 基本方針

公益財団法人日本教育公務員弘済会岩手支部（以下「当支部」という。）は、青少年の健全な育成に資することを前提とした教育振興事業（「奨学事業」「教育研究助成事業」「教育文化事業」）を行います。また、会員である教育関係者の福祉向上を図るための各種福祉事業を行います。

平成24年4月に公益財団法人として認定を受け「民による公益の増進」に資するべく取り組み、11年目を迎えました。当支部としても青少年の健全な育成を目的とした公益性の高い事業を推進しながら「いわての教育」を全面的にサポートする立場に立ち、広く社会に寄与し、その信頼性を一層強いものとしていくよう、引き続き鋭意努力をしております。

併せて当会の趣旨や事業内容への正しい理解の促進と、情報公開・公明性確保等の観点から、当支部の「ホームページ」「広報誌」「学校説明会」の充実等により、会員や学校から揺るぎない信頼を得られる法人として、今後とも賛同いただく会員が拡大していくよう努めてまいります。

事業推進においては、主要事業である教育振興事業について、教育振興事業選考委員会の厳正な審査選考を経て、岩手県内の幅広い教育機関・団体で組織された幹事会・運営委員会から広く意見を求めるとともに、監査等からの指導助言を受けながら、絶えず内容等を吟味しつつ、趣旨・目的・規程等に沿って、公平公正な立場で適正な事業を展開し、学校教育への貢献に努めます。

中でも、高校生給付奨学事業や大学生給付奨学事業の推進による教育支援の充実、日教弘教育賞（岩手支部）教育論文募集の周知等による教育研究助成の充実、「日教弘いわて出前講座」及び新設した「特別支援学級設置校教育支援事業」の有効な利用促進などを具体的な取組の重点に据えて推進してまいります。

また、福祉事業については、入会した日教弘会員全員に適用される全国共通福祉サービス（日教弘クラブオフ）の周知に努めるとともに、支部福祉事業が会員である教職員の豊かで安定的な生活の一助となるようさらに充実した内容となるよう展開していきます。

併せて、各種助成事業等において、適正な予算執行となるよう、継続的に事業趣旨・内容や申請方法の周知を図るとともに、従来の申請方法や助成金等の交付方法等についても改善及び検討を行ってまいります。依って、ガバナンス機能の強化充実を図り、教弘本部並びに各教育関係機関との連携のもと、一層盤石な支部の組織・運営の確立を目指します。

また、今なお続くコロナ禍にあつて、青少年を取り巻く経済状況への配慮、感染予防・拡大防止という視点も大切にされた学校・児童生徒への支援となるよう心がけます。

II 事業推進の重点 別紙 事業一覧も提示しながら説明

1 教育振興事業 = 1959万円

(1) 奨学事業 = 540万円（高校生給付のみ ※貸与奨学金並びに大学生給付奨学事業は別途）

①「貸与奨学金」については、本部特別会計からの貸与金額4,800万円を目途に、修学意欲に溢れる学徒を支援できるよう、引き続き貸与対象者の拡大と選考の公平性に努めます。

②「高校生給付奨学金」については、岩手県高等学校長協会等の理解協力を得て、国公立の全学校の高校生を対象に、1校当たり1名を原則として、一人当たり5万円を給付します。

（追加募集や臨時的な募集があった場合は一人3～5万円とする。ただし年度内の給付は同一生徒1回のみとする）

③「大学生給付奨学事業」（令和5年度給付開始）については、岩手県高等学校長協会等からの理解協力をいただきながら、本年度内において令和6年度分の募集及び選考を進めます。（岩手県枠4名）

(2) 教育研究助成事業 = 641万円

- ①「教育団体研究助成」については、前年度申請制度完全実施のもと申請のあった関係教育団体に対して、事業趣旨・内容・計画等を厳正に選考のうえで、助成をします。
- ②「研究大会助成」については、前年度申請を原則とし、県内教育研究団体が主催する東北・全国規模の教育研究大会等に対し、趣旨等を吟味し、可能な範囲で助成をしていきます。
- ③「校内研究助成」については、県内の小・中・高・特別支援学校の各学校の校内研究推進に有益となる内容で計画性をもって活用してもらうことを要件に、複数年で広く行き渡るよう関係機関の調整協力に基づく申請枠と単年度希望枠申請校からの申請により、助成をします。
- ④「日教弘教育賞<岩手支部>教育論文募集」については、その募集内容について広く周知を図り、より多くの学校・教職員からの積極的な応募を得られるよう努めながら、教育研究実践を助成するとともに、その研究成果を広く知らせていきます。

(3) 教育文化事業 = 778万円

- ①「児童生徒大会助成」については、小・中・高・特別支援学校の教育活動に位置付けられている児童生徒の運動部や文化部の活動等において、岩手県予選を経て県代表となって対象となる東北・全国大会出場する児童生徒の参加に係る経費等の一部に対して、大会前申請に基づき、審査のうえ助成をします。
- ②「競技等大会助成」については、児童生徒を競技者（出演者）として、岩手県内で開催される高体連・高文連・中体連・中文連等が主催（共催）する東北・全国大会に対して、前年度申請に基づき、助成をします。ただし、県全域の児童生徒を対象とし教育的貢献性の極めて高い継続的な活動と認め支援してきた「岩手県中学校総合文化祭」並びに『Try スポーツ』岩手県特別支援学校スポーツ交流大会』については特別申請対象として、内容及び必要性等を審査のうえ助成支援します。
- ③「日教弘いわて出前講座」については、外部講師等を招いての特色ある教育活動を助成したり、「いわて教育の匠」登録講師を派遣したりする等の支援を行い、教育・文化の向上発展や地域に貢献する児童生徒の育成に貢献します。
- ④「児童生徒文化・スポーツ顕彰」については、児童生徒の文化・スポーツ活動の隆盛に資するよう、顕著な活躍をした児童生徒顕彰事業（含「高等学校生徒会誌コンクール」優秀作品顕彰事業）の申請に対して、審査のうえ助成をします。
- ⑤「支部奨励助成」については、優れた教育文化活動等を行っている学校・団体等からの特色ある活動に対して、前年度申請及び推薦に基づき、その内容・計画や有益性・必要性等を厳正に審査・選考のうえ助成をします。
- ⑥「へき地学校教育支援事業」（第二次事業）については、令和4～8年度の中でへき地2級以上の学校からの申請に基づき、審査のうえ計画的に助成をしていきます。
- ⑦新設した「特別支援学級設置校教育支援事業」については、特別支援学級で学ぶ児童生徒を育む教育活動の充実に資することを目的として、申請に基づき、実習を中心とした学習活動に必要な学習材（教材・実習材料・図書等）の購入費を助成します。

2 福祉事業 = 750.1万円 ※(1)～(6)会員のうち教弘保険加入者対象(7)(8)全会員対象

- (1)「宿泊利用補助」については、広く利用できるよう提携施設を拡充しており、広報誌・ホームページ等により会員への周知を図りながら、年間一人4泊を限度に利用者の増進に努めます。
- (2)「結婚祝」「出産祝」「新採用祝」（講師時での会員が本採用となった場合）、「管理職昇任祝」（管理職に昇任した場合）、「永年勤続祝」（県や私学協会等で永年勤続表彰を受けた場合）等、各種祝品の贈呈を行います。

- (3) 「新加入記念」の記念品の贈呈を行います。「定年退職記念」については、定年延長に該当する年度となることから、「シニア会員移行期記念」と名称変更をして、該当者への贈呈を行います。
- (4) 「健康増進事業」については、60歳の誕生日を迎える年度までの会員（岩手支部ユース・ミドル会員）には「人間ドック等受診補助」を、60歳の誕生日を迎えた次の年度からの会員（岩手支部シニア会員）には「健康増進受診補助」を用意し、利用を促進します。
- (5) 「自己啓発支援」（予算枠内で、映画・展覧会鑑賞券等の芸術鑑賞券や図書カードを進呈）や、「リフレッシュ支援」（予算枠内で温泉入浴利用券進呈）を希望する会員に利用いただきながら、余暇の善用を促進します。※ただし予算枠を超える希望数があった場合は抽選とします。
- (6) シニア会員（60歳の誕生日の翌年度から）を対象として設けている「友の会」については運営委員のご意見も参考に、「健康増進受診補助」「自己啓発支援」「リフレッシュ支援」「レクリエーション補助」等、ニーズに応えたサービスを用意し、利用いただけるよう進めます。
- (7) 福祉の充実の観点から設けられた教職員専用損害保険「教弘まなびやスーパープラン」、教職員・退職者・ご家族向け損害保険「教弘フルガード」、教職員専用長期障害所得補償保険「教職員収入ロングウェイサポート」について、（株）岩手教弘との連携を強化しながら普及拡大に努めます。
- (8) 全会員に交付されている「日教弘会員証」に付帯している「日教弘クラブオフ利用証」の有効活用が図られるよう、広報誌やホームページ等でも引き続き周知していきます。

3 その他

- (1) 事業趣旨・内容に賛同いただける日教弘会員への入会者の拡充を図るとともに、会員のための共済事業（提携保険事業）についても、代理店（株）岩手教弘及び引き受け会社ジブラルタ生命保険（株）との連携のもと、正しい理解に基づく加入促進が図られるよう努めます。